

若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議について

平成30年2月20日

4省庁申し合わせ

1. 趣旨

民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

この取組を推進するにあたり、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置し、若年者における効果的な消費者教育の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

2. 会議構成員

| | |
|-------|----------------------|
| 消費者庁 | 消費者庁次長 |
| 文部科学省 | 生涯学習政策局長 初等中等教育局長 |
| 法務省 | 大臣官房司法法制部長 |
| 金融庁 | 総括審議官 |

3. 担当課長会議構成員

4省庁関係局長会議の下に、担当課長会議を置く。

| | |
|-------|---|
| 消費者庁 | 消費者教育・地方協力課長 |
| 文部科学省 | 生涯学習政策局 男女共同参画学習課長 初等中等教育局 教育課程課長 教職員課長 |
| 法務省 | 大臣官房司法法制部 司法法制課長 |
| 金融庁 | 総務企画局 政策監理官 |

4. 庶務

消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。